

(役員就任承諾及び誓約に関する書面の作成例)

役員就任承諾・誓約書

役員が選任された総会（理事会）
開催日以降～就任日
（設立時は設立総会開催日以降）

○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人 ○○○○
設立代表者 ○○ ○○ 様

役員変更等届出書に添付する際
は、法人の代表者あてとする

新任となる役員が提出する
（設立時は理事・監事全員）

住所又は居所 ○○市○○町○番○号
氏 名 ○○ ○○ 印

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないこと
を誓約し、並びに特定非営利活動法人○○○○○○○の { 理事 } に就任することを承諾します。
{ 監事 }

理事か監事のいずれかを記載
理事長、副理事長は、理事と記載

* 特定非営利活動促進法

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (3) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 暴力団の構成員等
- (5) 第 43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第 21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を
超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超え
て含まれることになってはならない。

* 特定非営利活動促進法施行規則

第 2 条の 2 法第 20 条第 6 号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職
務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

< NPO 法第 21 条関係 >

（役員総数 5 人以下の場合）配偶者もしくは 3 親等以内の親族は含まれることになってはならない。
（役員総数 6 人以上の場合）配偶者もしくは 3 親等以内の親族は、それぞれの役員について、自分以
外の役員が 1 人まで含まれてよい。

- * 設立時は理事及び監事全員（設立代表者を含む）が提出すること。
- * 正本は登記の際に必要なため、申請時には写しを提出すること。